

緊急連載③
あわてて登録せず、まずは中止・延期にさせる!!

建設業を直撃!! インボイス制度

国がインボイスで税收を増やそうとしているのはわかったよ。
課税事業者になる以外に道はないのかい?

課税売上が1000万円以下の一人親方や手間請の方々は考えられる選択肢は次のようなパターンです。

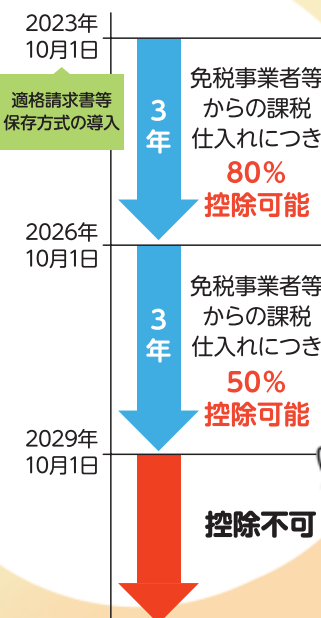
- 1 課税事業者になって登録番号をもらい消費税を納める。
上位会社の要望にかなっていないが、申告の事務負担と新たな税負担が生じる。
- 2 免税事業者のままでいる。
上位会社から取り引きを中止され仕事が減少し、廃業の危機になるかもしれない。
- 3 上位会社の意向にそって消費税分の値引きと引き換えに今までどおり仕事を続ける。
仕事は継続できるが、収入が減少し生活が苦しくなる。

どれを選択するにしても上位会社と交渉をしないとイケないし、インボイスは事業者の今後を左右する危険な仕組みですよ。

さすがにいきなりでは大変だということ、インボイス登録番号のない免税事業者の請求書でも一部控除できる経過措置があります。

だいたい来年10月1日から免税事業者からの仕入れに対する税額控除がいきなりゼロになるなんて急すぎるわよ。

仕入税額控除の経過措置



建設業にも大きな影響を及ぼすとされている消費税の「適格請求書等保存方式」、通称インボイス制度が2023年10月1日より導入される予定です。この制度は特に一人親方にとっては死活問題になる可能性があります。最終回となる今回は、免税事業者が迫られる選択と経過措置等について解説します。

ですが、上位会社は全額を控除したいし事務処理が大変になるので、「一刻も早く課税事業者になれ」とプレッシャーをかけてくるに違いありません。

とりあえず登録申請を早めにしたほうがいいな。

そうですね。

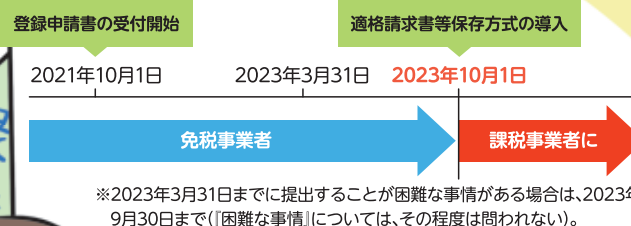
あわてないで!

まだ時間はあります。落ち着いてください。考えましたか?

2023年10月1日からの登録は2023年3月31日までに申請すればいいんです。

登録申請のスケジュール

- 登録申請は2021年10月1日から。
- 2023年10月1日から登録を受けるためには、原則として2023年3月31日*までに登録申請書を提出。



一度登録してしまうと消費税の課税事業者になってしまうので、申請は上位会社や自身の事業状況をよく考えてからにしましょう。

そうよ、登録する前に声をあげなきゃ。

インボイスは絶対反対!

導入中止請願書に署名するぞ!

みんなの力を合わせて中止にしましょう!



中止・延期にする時間はまだあります。

簡単に諦めて登録してはダメです!

あきらめないで!!

そうか、しっかり考えないと。

まだ間に合う!インボイス中止・延期の声をあげよう!

インボイス制度の危険性 YouTube動画等で解説

